

簡易専用水道以外の貯水槽水道 の管理に関する指導要領

(目的)

第1条 この要領は、佐倉市水道事業給水条例(平成10年佐倉市条例第22号)第41条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道(以下「小規模貯水槽水道」という。)の管理等に関する事項を定めることにより、清潔な飲料水の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模貯水槽水道

市水道事業から供給を受ける水のみを水源とする水道施設であって、専用水道、簡易専用水道、ビル管理法(建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号))適用水道のいずれにも該当しない受水槽に接続する装置をいう。

(2) 設置者

小規模貯水槽水道の所有権を有する者又は管理権限を有する者をいう。

(3) 水槽

受水槽、高置水槽をいう。

(設置者の責務)

第3条 設置者は、小規模貯水槽水道の管理を自主的に行うとともに、この要領に基づいて行われる上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の指導に協力するものとする。

(届出)

第4条 小規模貯水槽水道を設置、増設、改造しようとする者は、速やかにその旨を別記様式第1号により管理者に届け出なければならない。

2 当該小規模貯水槽水道が50人以上のものに水を供給するものについては、設置者は、佐倉市小規模水道条例(平成25年佐倉市条例第20号)第13条の規定により佐倉市長へその旨を速やかに届け出なければならない。

(定期的な管理)

第5条 設置者は、小規模貯水槽水道について次に掲げるところにより管理するよう努めなければならない。

(1) 貯水槽の周囲を常に清潔に保つこと。

(2) 水槽の清掃を毎年1回以上定期的に行うこと。

(令和元. 施行規則一部改正)

(3) 小規模貯水槽水道の損傷等の有無及び状況等について、定期に点検を行うこと。

(4) 末端給水栓における水の色、濁り、臭い、味等の異常の有無についての検査並びに残留塩素の測定を定期的に行うこと。

(臨時の水質検査)

第6条 小規模貯水槽水道から給水される水に異常を認めたときは、次の者に依頼して必要な項目について水質検査を行うこと。

(1) 水道法に基づく厚生労働大臣の登録水質検査機関

(2) ビル管理法第12条の2第1項に基づき「建築物における飲料水の水質検査を行う事業」の登録を受けた者。

(記録の保存)

第7条 設置者は、水槽の清掃状況及び水質検査結果に関する管理記録を3年間保存するものとする。

(事故発生時の措置)

第8条 設置者は、小規模貯水槽水道に汚染事故が発生し飲料水が汚染されたとき又はそのおそれがあるときは、直ちに佐倉市水道事業及び佐倉市生活環境課に通報するとともに、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 当該小規模貯水槽水道の利用者に事故の発生を周知するとともに、給水停止、使用制限等の措置をとること。

(2) 速やかに汚染の原因を除き、当該小規模貯水槽水道の復旧を図ること。

(3) 給水停止の措置をとった場合は、代替水を確保すること。

(4) 当該小規模貯水槽水道が復旧した後は、水質検査を行って飲料水の安全を確保してから給水を開始すること。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

様式第 1 号

小規模貯水槽（新設、増設、改造）届

佐倉市上下水道事業管理者 様

年 月 日

届出人 住所
氏名

設置年月日		水栓番号	
所在地	〒		
ビルの名称		階数	階
所有者住所	〒		
所有者名		TEL	
管理会社名		TEL	
管理会社住所	〒		
メーター関係	受水槽以下メーター無	直結 個	
	受水槽以下メーター有	個	直結 個
主たる用途		戸数	戸
受水槽	設置方法	屋外・屋内	設置方式 地上式・その他
	材質	FRP・鉄筋コンクリート・鋼板・その他 ()	
	有効容量	m ³ (縦 m×横 m×有効水深 m)	
高置水槽	設置場所	屋外・屋内	設置基数
	容量(合計)		材質 FRP・鉄筋コンクリート・鋼板・その他 ()
本管管種・口	mm	給水引込口径	mm
		メーター口径	mm
使用状況	水量	m ³ /日	使用人数 人/日
その他の水源	有・無	有の場合の水源	井戸水・工業用水
施工業者名			
備考			

50人以上が使用するものについては、別途、佐倉市生活環境課へ届出する必要があります。